

令和3年第1回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第1号

【総務部総務課】

専決処分について（和解）

本件は、損害賠償（交通）請求控訴事件の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 令和2年12月11日

○ 概 要

（1）事件の要旨

平成31年2月21日、区の職員が運転する自転車と相手方が運転する普通乗用自動車とが衝突した事故（以下「本件交通事故」といいます。）により発生した損害について、相手方は、区に対し損害賠償を求めて、令和元年6月3日、東京簡易裁判所に訴訟を提起しました。

令和2年3月19日に言渡しがあった判決を不服として、同月27日、区が東京地方裁判所に提起した控訴事件について、同裁判所から和解勧告がなされたので、和解により控訴事件の解決を図ることとしたものです。

（2）和解事項

ア 区は、相手方に対し、本件解決金として、2万2,129円の支払義務があることを認める。

イ 区は、相手方に対し、アの金員を、令和3年1月12日限り、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は区の負担とする。

ウ 相手方は、その余の請求を放棄する。

エ 区及び相手方は、区と相手方との間には、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

オ 訴訟費用は、第一審及び第二審を通じて、各自の負担とする。

議案第1号

【企画経営部企画課】

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、児童相談所を設置することに伴い、子ども家庭支援部の分掌事務を変更するものです。

- 内 容 子ども家庭支援部の分掌事務に「児童相談所に関すること」を追加します。
- 施行期日 令和3年4月1日

議案第2号

【総務部人事課】

港区職員定数条例の一部を改正する条例

本案は、児童相談所の設置等及び学校調理業務等の委託の取組結果を踏まえ、職員の定数を改定するものです。

- 内 容 職員の定数を次のとおり改定します。

| 職員の区分 | 現 行 | 改正案 |
|-------------------|------------------|------------------|
| 区長の事務部局の職員 | <u>1, 7 7 2人</u> | <u>1, 8 5 5人</u> |
| 教育委員会の事務部局の職員 | <u>1 2 7人</u> | <u>1 0 8人</u> |
| 教育委員会の所管に属する学校の職員 | <u>2 3 2人</u> | <u>1 8 8人</u> |
| その他 | 2 9人 | 2 9人 |
| 全 体 | <u>2, 1 6 0人</u> | <u>2, 1 8 0人</u> |

- 施行期日 令和3年4月1日

議案第3号

【総務部人事課】

港区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

本案は、区における押印の義務付け廃止に係る取組として、職員のサービスに関する宣誓書の押印欄を削除するものです。

- 施行期日 公布の日

議案第4号

【総務部人事課】

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員の誰もが働きやすい職場づくりを推進するため、深夜勤務の制限を請求することができる職員の範囲を変更するものです。

- 内 容

(1) 子を養育する職員の深夜勤務の制限について、職員の配偶者が当該子を養育することができる場合のほか、職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の社会生活を営む関係にある者が当該子を養育することができる場合に該当する職員を、深夜勤務の制限を請求することができる職員から除きます。

(2) 介護を行う職員の深夜勤務の制限について、配偶者又は2親等以内の親族である要介護者を介護する場合のほか、職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の社会生活を営む関係にある者又はその者の親族である要介護者を介護する場合に該当する職員を、深夜勤務の制限を請求することができる職員に加えます。

(3) 深夜勤務の制限等の請求に係る経過措置を定めます。

- 施行期日 令和3年4月1日。ただし、(3)の一部については、公布の日

議案第5号 **【街づくり支援部建築課】**
港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」等の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するものです。

- 内 容

(1) 建築物エネルギー消費性能の適合性判定等の手数料の規定を改正します。

(2) その他規定の整備

- 施行期日 令和3年4月1日

議案第6号 **【みなと保健所生活衛生課】**
港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「食品衛生法」の一部改正に伴い営業許可業種が見直されるとともに、東京都の「食品製造業等取締条例」が廃止されることのほか、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するものです。

- 内 容

(1) 飲食店営業の許可申請等の手数料を新設します。

- (2) 食品製造業等の許可申請等の手数料を廃止します。
- (3) 条例で引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の条項番号を変更します。
- 施行期日 (1) 及び(2) については令和3年6月1日、(3) については公布の日及び同年8月1日

議案第7号 **【防災危機管理室危機管理・生活安全担当】**
港区客引き行為等の防止に関する条例及び港区暴力団排除条例の一部を改正する条例

本案は、「食品衛生法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している食品衛生法の条項番号を変更します。
- 施行期日 令和3年6月1日

議案第8号 **【産業・地域振興支援部産業振興課】**
港区立札の辻スクエア駐車場条例（新規）

本案は、港区立札の辻スクエア駐車場を設置するものです。

- 内 容
 - (1) 施設の名称及び位置を定めます。

| | |
|-----|---------------|
| 名 称 | 港区立札の辻スクエア駐車場 |
| 位 置 | 港区芝五丁目36番4号 |
 - (2) 駐車場を利用できる自動車、利用時間等の駐車場の管理に関する事項を定めます。
- 施行期日 区規則で定める日（令和4年4月1日予定）

議案第9号 **【子ども家庭支援部保育課】**
港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

本案は、保護者の経済的負担を軽減するため、延長保育料の上限を定めるものです。

- 内 容 1か月当たりの延長保育料について、利用時間の区分に応じ、上限額を定めます。

| 階層区分 | 利用時間の区分 | |
|----------------------|------------------------|----------------------|
| | 午前7時15分から 午後7時15分まで | 午後7時15分から 午後10時まで |
| A階層及びB階層の世帯 | 0円 | 2,000円 |
| C階層及びD1階層からD6階層までの世帯 | 2,000円 | 4,000円 |
| D7階層以上の世帯 | 4,000円 | 6,000円 |

○ 施行期日 公布の日

議案第10号

【子ども家庭支援部子ども家庭課及び 保健福祉支援部障害者福祉課】

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、障害児入所施設等に係る規定を整備するものです。

○ 内 容

- (1) 医療的ケアを行う場合には看護職員を置くこととするほか、職員の人員配置基準を改めます。
- (2) 感染症等の発生又はまん延に関する取組を義務付けるほか、運営基準を改めます。

○ 施行期日 公布の日

[改正条例一覧]

| | |
|---|--|
| 1 | 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 2 | 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |
| 3 | 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |

議案第11号

【保健福祉支援部介護保険課】

港区介護保険条例の一部を改正する条例

本案は、第8期港区介護保険事業計画に基づき保険料を定めるほか、「介護保険法施行令」の一部改正に伴い、第1号被保険者に係る合計所得金額の計算方法を改めるものです。

○ 内 容

- (1) 令和3年度から令和5年度までの保険料について、現行の保険料と同額とします。
- (2) 保険料の所得段階区分の判定に係る合計所得金額の計算に当たり、低未利用土地等に係る租税特別措置法の特別控除の適用がある場合は、当該特別控除の額を合計所得金額から控除することとします。
- (3) 保険料の所得段階区分の判定に係る合計所得金額の計算に当たり、令和3年度から令和5年度までの特例として、給与所得又は公的年金等に係る所得がある者については、それらの所得の合計額から10万円を控除することとします。

○ 施行期日 令和3年4月1日

議案第12号

【保健福祉支援部介護保険課】

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

本案は、国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、指定地域密着型サービス事業者に係る一般原則等を改定するものです。

○ 内 容 一般原則又は基本方針に、新たに利用者の人権の擁護等のために必要な措置を行うこと等を追加します。

○ 施行期日 令和3年4月1日

[改正条例一覧]

| | |
|---|--|
| 1 | 港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例 |
| 2 | 港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 |
| 3 | 港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 |

議案第13号 **【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】**
港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員の誰もが働きやすい職場づくりを推進するため、深夜勤務の制限を請求することができる職員の範囲を変更するものです。

○ 内 容

(1) 子を養育する職員の深夜勤務の制限について、職員の配偶者が当該子を養育することができる場合のほか、職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の社会生活を営む関係にある者が当該子を養育することができる場合に該当する職員を、深夜勤務の制限を請求することができる職員から除きます。

(2) 介護を行う職員の深夜勤務の制限について、配偶者又は2親等以内の親族である要介護者を介護する場合のほか、職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の社会生活を営む関係にある者又はその者の親族である要介護者を介護する場合に該当する職員を、深夜勤務の制限を請求することができる職員に加えます。

(3) 深夜勤務の制限等の請求に係る経過措置を定めます。

○ 施行期日 令和3年4月1日。ただし、(3)の一部については、公布の日

議案第14号 **【企画経営部財政課】**
令和2年度港区一般会計補正予算(第8号)

議案第15号 **【企画経営部財政課】**
令和2年度港区一般会計補正予算(第9号)

議案第16号 **【企画経営部財政課】**
令和2年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第4号)

議案第17号 **【企画経営部財政課】**
令和2年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第3号)

議案第18号 【企画経営部財政課】
令和2年度港区介護保険会計補正予算（第3号）

議案第19号 【企画経営部財政課】
令和3年度港区一般会計予算

議案第20号 【企画経営部財政課】
令和3年度港区国民健康保険事業会計予算

議案第21号 【企画経営部財政課】
令和3年度港区後期高齢者医療会計予算

議案第22号 【企画経営部財政課】
令和3年度港区介護保険会計予算

（追加議案）

港区教育委員会委員の任命の同意について

本案は、令和3年3月31日で任期満了となる山内慶太委員の後任者について、任命の同意を求めるものです。

人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和3年6月30日で任期満了となる関谷理記委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。